

# 令和元年台風19号災害における 長野市被災者生活再建支援金制度の申請受付について

長野市

## 1 長野市被災者生活再建支援金交付制度とは

「令和元年台風19号災害」により住宅が半壊し（注）、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、生活再建のための支援金を支給します。

（注）罹災証明書による罹災程度区分が【全壊】【大規模半壊】及び【半壊（住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯）】は被災者生活再建支援制度の対象となりますので、長野市被災者生活再建支援金制度は受けられません。

なお、請求書の受付から交付までは数ヶ月かかります（書類不備がある場合はそれ以上かかることがあります）。支援金の交付が決定した際は、振込み時期等の記載がある通知文が郵送で届きます。

## 2 制度概要

対象世帯：令和元年台風19号災害においては、罹災判定区分が【半壊】で解体をしない世帯のみ

支援金：基礎支援金50万円（1人世帯の場合は37.5万円）  
加算支援金はありません。

## 3 申請における必要書類

- ①申請書（所定のもの）
- ②住民票等（罹災時に世帯が居住していたことが証明でき、世帯全員・続柄入りのもの。同意書に代えることも可）

※市内に住所がない方は住所地の市町村役場で取得してください。

- ③罹災証明書の原本
- ④世帯主の預金通帳
- ⑤印鑑（認印可）

## 4 申請期限

令和3年2月26日

## 5 相談・受付窓口

- ①長野市役所第二庁舎2階 福祉政策課
  - ②長沼支所
  - ③豊野支所
  - ④篠ノ井総合市民センター
  - ⑤松代支所
- 受付時間 平日の8:30～17:15